# 北京大野木FM・天津大野木マイツニューズレター

### 2011年7月号

2011年7月27日 担当:安達 友信

## 個人所得認識改正に関する設定(追伸)

今月初めに個人所得税法改正に関するニューズレターを発信させていただいておりますが、改正法では明確にされていなかった外国人の追加費用控除額について、7月19日付で個人所得税法実施条例の改正に関する決定通知が公布され、追加費用控除額は1,300元となることが明らかになりました。

よって、外国人の費用控除額は現行と変わらず 4,800 元(3,500 元+1,300 元)となることが確定いたしました。

当該改正は、2011年9月1日より実施とされています。

(以下原文)

#### 中华人民共和国国务院令

第600号

现公布《国务院关于修改〈中华人民共和国个人所得税法实施条例〉的决定》,自2011年9月1日起施行。

总 理 温家宝

二〇一一年七月十九日

#### 国务院关于修改《中华人民共和国个人所得税法实施条例》的决定

国务院决定对《中华人民共和国个人所得税法实施条例》作如下修改:

- 一、第十八条修改为:"税法第六条第一款第三项所说的每一纳税年度的收入总额,是指纳税义务人按照承包经营、承租经营合同规定分得的经营利润和工资、薪金性质的所得;所说的减除必要费用,是指按月减除3500元。"
- 二、第二十七条修改为:"税法第六条第三款所说的附加减除费用,是指每月在减除3500元费用的基础上,再减除本条例第二十九条规定数额的费用。"

#### 三、第二十九条修改为:"税法第六条第三款所说的附加减除费用标准为 1300 元。"

本决定自 2011 年 9 月 1 日起施行。

《中华人民共和国个人所得税法实施条例》根据本决定作相应的修改, 重新公布。